

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有財産の債券・・・償却原価法(定額法)により行っている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・最終仕入原価法による原価法により行っている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具・什器備品・ソフトウェア・・・定額法により行っている。

無形リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っている。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引・・・売買取引に準じた会計処理により行っている。 ※

※法人の事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引・・・賃貸借取引に準じた会計処理により行っている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式を採用している

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	300,922,925	30,769	77,003	300,876,691
定期預金	13,700,000	0	0	13,700,000
小 計	314,622,925	30,769	77,003	314,576,691
特定資産				
減価償却引当資産	5,140,554	400,249	0	5,540,803
小 計	5,140,554	400,249	0	5,540,803
合 計	319,763,479	431,018	77,003	320,117,494

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	300,876,691	—	(300,876,691)	—
定期預金	13,700,000	—	(13,700,000)	—
小 計	314,576,691	—	(314,576,691)	—
特定資産				
減価償却引当資産	5,540,803	—	(5,540,803)	—
小 計	5,540,803	—	(5,540,803)	—
合 計	320,117,494	—	(320,117,494)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	3,413,386	3,117,987	295,399
什器備品	280,000	93,333	186,667
無形リース資産	5,449,897	1,089,979	4,359,918
合 計	9,143,283	4,301,299	4,841,984

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産 投資有価証券			
第149回利付国債・20年(新発債) みずほ証券兜町支店	100,663,489	118,490,000	17,826,511
第11回利付国債・30年(既発債) 大和証券大森支店	100,551,666	121,270,000	20,718,334
第109回利付国債・20年(既発債) 野村証券五反田支店	99,661,536	119,860,000	20,198,464
合 計	300,876,691	359,620,000	58,743,309

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
都体協団体育成費補助金	東京都体育協会	0	170,000	170,000	0	—
助成金						
品川区スポーツ協会助成金	品川区	0	67,714,053	67,714,053	0	—
合 計	計	0	67,884,053	67,884,053	0	

7. その他

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック公式オリジナル商品の販売及びスポーツ用品等の販売

当年度より、東京2020オリンピック・パラリンピック公式オリジナル商品の販売及びスポーツ用品等の販売を開始し、その売上を正味財産増減計算書の事業収益「商品売上収益」に、仕入を事業費「商品仕入」に計上している。

なお、当該商品の期末棚卸高については、貸借対照表の流動資産「商品」及び正味財産増減計算書の事業費「期末商品たな卸高」に計上している。

(2) 税法上の収益事業の開始

当年度より、東京2020オリンピック・パラリンピック公式オリジナル商品の販売及びスポーツ用品等の販売を開始した影響により、法人税、住民税及び事業税の納税義務者となり、当年度分(翌年度5月に納付する額で決算日時点では未払い分)を貸借対照表の流動負債「未払法人税等」及び正味財産増減計算書「法人税、住民税及び事業税」に計上している。

なお、当年度は法人税の課税所得が0円であり、法人税、事業税及び都民税法人税割の納付がないため、都民税均等割の額のみ未払計上している。